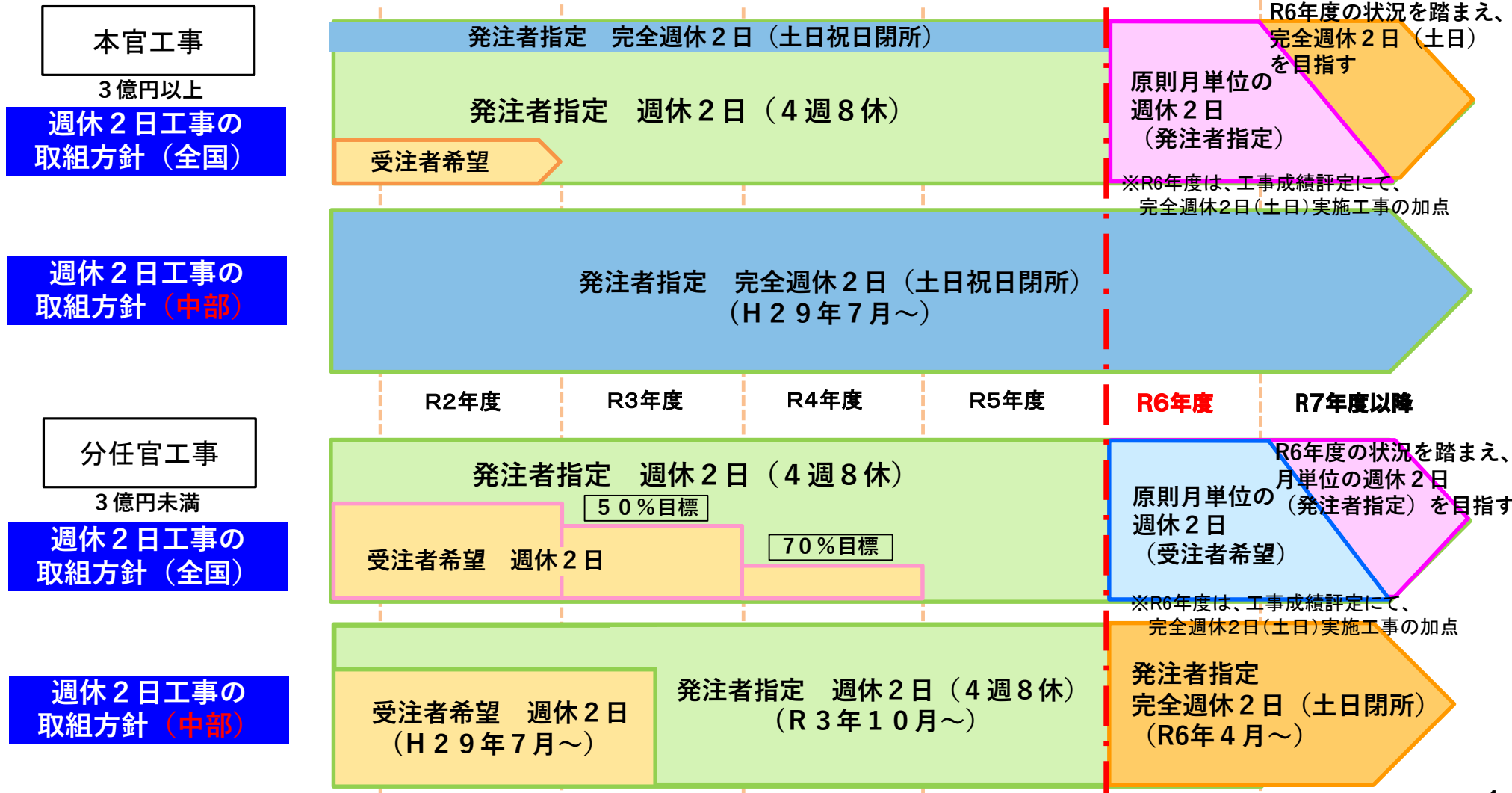


令和6年度以降の直轄土木工事の発注方針

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制適用工事を順次拡大。
- 中部地方整備局では、本官工事においては平成29年度より発注者指定で完全週休2日（土日祝日閉所）に取り組み、分任官工事においては、令和6年度より新たに発注者指定で完全週休2日（土日閉所）の取り組む。



「完全週休2日（土日祝日閉所）」について

〔主に本官発注工事が対象〕

「完全週休2日（土日祝日閉所）」の試行方針について

「完全週休2日（土日祝日閉所）」とは対象期間中の各週において、休工対象日に現場閉所を実施する方式

□現場閉所の定義

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所で事務作業も含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態

□対象期間

工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間

□非対象期間

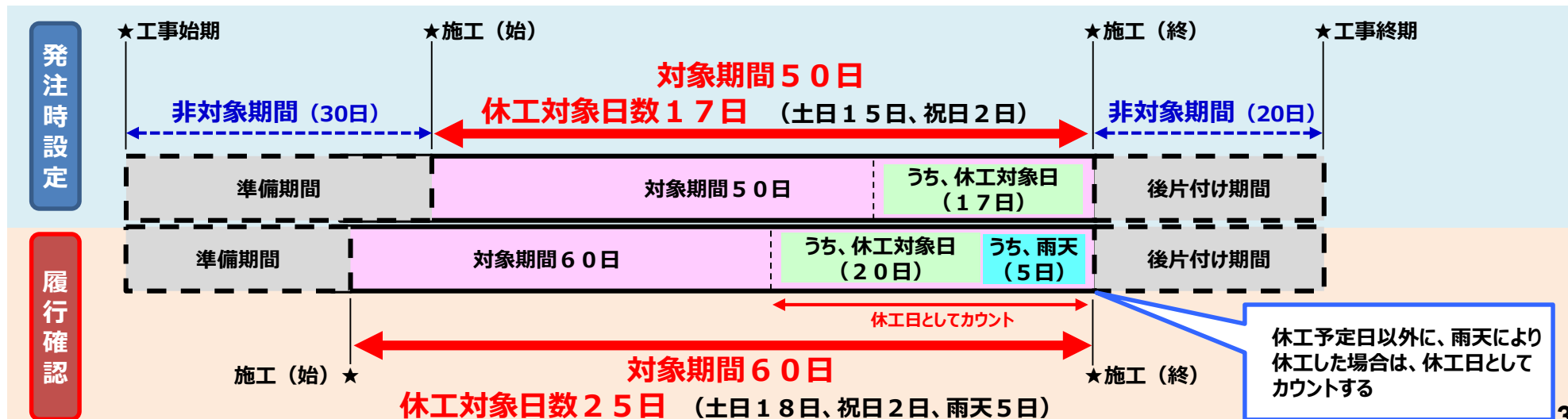
準備・片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間。受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

□休工対象日

「土曜日・日曜日」・「祝祭日」が基本（予め、これに代わる定休日を設定してもよい）
天候不良による休工日は休工日数に含める

本官 完全週休2日（土日・祝祭日を基本とし 現場閉所を実施する）

工期100日の場合



「完全週休2日（土日祝日閉所）」の費用計上について

発注者指定型

□費用補正区分

現場閉所の状況に応じた週休2日の経費補正を実施

「月単位の週休2日」とは、対象期間において、月毎に4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（※R5までの考え方と同様）

「通期の週休2日」にて、4週8休未満の場合は補正を実施しない

□当初発注時の予定価格

当初発注時より、「月単位の週休2日」の達成を前提として予定価格の各経費を補正^{※1}

□精算変更契約時

全ての月で「月単位の週休2日」が達成された場合は、補正係数を変更しない

全ての月で「月単位の週休2日」が未達成となる場合は、「通期の週休2日」の補正係数に変更（減額変更）

「通期の週休2日」で4週8休以上（休日率28.5%以上）が未達成となる場合は、「補正なし」に変更（減額変更）

■補正係数^{※2}

補正項目	通期 4週8休未満	通期 4週8休以上	月単位 4週8休以上
労務費	補正なし	1.02	1.04
機械経費 [賃料]		1.02	1.02
共通 仮設費率		1.02	1.03
現場 管理費率		1.03	1.05

※1：令和6年4月以降公告工事より、当初予定価格から月単位の補正を乗じて算出。

※2：市場単価、土木工事標準単価の補正係数については別紙参照

「完全週休2日（土日祝日閉所）」の実施確認イメージ

完全週休2日の実施状況確認のイメージ
(毎月、受注者から監督職員へ提出)

□ 曆(カレンダー)による実施状況整理(イメージ)

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 閉所
6 閉所	7	8	9	10	11	12 閉所
13 閉所	14 閉所	15	16	17	18	19 閉所
20 閉所	21	22	23	24	25	26 閉所
27 閉所	28	29	30	31	1	2 閉所

11月						
日	月	火	水	木	金	土
27 閉所	28	29	30	31	1	2 閉所
3 閉所	4 閉所	5	6	7	8	9 閉所
10 閉所	11	12	13 雨天閉所	14	15	16 閉所
17 閉所	18	19	20	21	22	23 閉所
24 閉所	25	26	27	28	29	30 閉所

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1 閉所	2	3	4	5	6	7 閉所
8 閉所	9	10	11	12	13 現説	14 閉所
15 閉所	16	17	18	19	20	21 閉所
22 閉所	23	24	25	26	27	28 閉所
29	30	31				

対象期間全体での完全週休2日（土日祝日）の実施状況整理イメージ

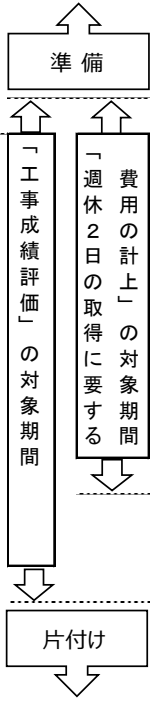
土日
祝日
雨天

月単位	[1] 対象日数	[2] 週休2日実施有無	[3] 休工対象日数(土日祝)	[4] 現場閉所実施日数	[5] 天候不良による現場閉所日数	[6] 週休2日費用補正対象の閉所日数 [4] + [5]	現場閉所率
10/1 ~ 10/31	31	○	9	9	0	9	29.0
11/1 ~ 11/30	30	○	10	10	1	11	36.7
12/1 ~ 12/13	13	○※	3	3	0	3	23.1

※ 曆上の土曜日・日曜日・祝祭日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝祭日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休を達成しているものとみなす。

通期(週単位)	[1] 対象日数	[2] 完全週休2日実施有無	[3] 休工対象日数(土日祝)	[4] 現場閉所実施日数	[5] 天候不良による現場閉所日数	[6] 週休2日費用補正対象の閉所日数 [4] + [5]	現場閉所率
工事開始日(準備期間を除く)							
10/1 ~ 10/5	5	○※	1	1	0	1	
10/6 ~ 10/12	7	○	2	2	0	2	
10/13 ~ 10/19	7	○	3	3	0	3	
10/20 ~ 10/26	7	○	2	2	0	2	
10/27 ~ 11/2	7	○	2	2	0	2	
11/3 ~ 11/9	7	○	3	3	0	3	
11/10 ~ 11/16	7	○	2	2	1	3	
11/17 ~ 11/23	7	○	2	2	0	2	
11/24 ~ 11/30	7	○	2	2	0	2	
12/1 ~ 12/7	7	○	2	2	0	2	
12/8 ~ 12/14	7	○	2	2	0	1	
最終精算変更時の現場説明日							
12/15 ~ 12/21	7	○	2	2	0	対象外	
12/22 ~ 12/28	7	○	2	1	0	対象外	
工事完了日(後片付け期間を除く)							
計	89日	○13 ×0	27日	26日		23日	31.08

※ その週に土曜日しかないため、土曜日(1日)以上を閉所した場合は週休2日の達成とみなす
※ 曆上の土曜日・日曜日・祝祭日が無い週については対象の週としない



□ 費用補正(月単位)

① 対象期間中の全月数	3ヵ月
② 週休2日の達成月	3ヵ月
③ 週休2日の未達成月	0ヵ月

月単位の週休2日の達成状況を確認
(全ての月で達成)
↓
補正係数の変更無し

□ 工事成績評価(週単位)

① 対象期間中の全週間数	13週
② 完全週休2日の達成週	13週
③ 完全週休2日の未達成週	0週

週単位の完全週休2日(土日祝日閉所)の達成状況を確認
(全ての週で達成)
↓
加点評価「あり」

「完全週休2日（土日閉所）」について

〔主に分任官発注工事が対象〕

「完全週休2日（土日閉所）」の試行方針について

「完全週休2日（土日祝日閉所）」とは対象期間中の各週において、休工対象日に現場閉所を実施する方式

□現場閉所の定義

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所で事務作業も含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態

□対象期間

工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間

□非対象期間

準備・片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間。受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

□休工対象日

「土曜日・日曜日」が基本（予め、これに代わる定休日を設定してもよい）

天候不良による休工日は休工日数に含める（補正係数の確認時）

分任官 完全週休2日（土日を基本とし 現場閉所を実施する）

工期100日の場合



「完全週休2日（土日閉所）」の費用計上について

発注者指定型

□費用補正区分

現場閉所の状況に応じた週休2日の経費補正を実施

「月単位の週休2日」とは、対象期間において、月毎に4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（※R5までの考え方と同様）

「通期の週休2日」にて、4週8休未満の場合は補正を実施しない

□当初発注時の予定価格

当初発注時より、「月単位の週休2日」の達成を前提として予定価格の各経費を補正^{※1}

□精算変更契約時

全ての月で「月単位の週休2日」が達成された場合は、補正係数を変更しない

全ての月で「月単位の週休2日」が未達成となる場合は、「通期の週休2日」の補正係数に変更（減額変更）

「通期の週休2日」で4週8休以上（休日率28.5%以上）が未達成となる場合は、**「補正なし」に変更（減額変更）**

■補正係数^{※2}

補正項目	通期 4週8休未満	通期 4週8休以上	月単位 4週8休以上
労務費	補正なし	1.02	1.04
機械経費 [賃料]		1.02	1.02
共通 仮設費率		1.02	1.03
現場 管理費率		1.03	1.05

※1：令和6年4月以降公告工事より、当初予定価格から月単位の補正を乗じて算出。

※2：市場単価、土木工事標準単価の補正係数については別紙参照

「完全週休2日（土日閉所）」の実施確認イメージ

完全週休2日の実施状況確認のイメージ
(毎月、受注者から監督職員へ提出)

口曆(カレンダー)による実施状況整理(イメージ)

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 閉所
6 閉所	7	8	9	10	11	12 閉所
13 閉所	14	15	16	17	18	19 閉所
20 閉所	21	22	23 雨天閉所	24 雨天閉所	25	26 閉所
27 閉所	28	29	30	31	1	2 閉所

11月						
日	月	火	水	木	金	土
27 閉所	28	29	30	31	1	2 閉所
3	4	5	6	7	8	9 閉所
10 閉所	11	12	13	14	15	16 閉所
17 閉所	18	19	20	21	22	23 閉所
24 閉所	25	26	27	28	29	30 閉所

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1 閉所	2	3	4 雨天閉所	5	6	7 閉所
8 閉所	9	10	11	12	13 現説	14 閉所
15 閉所	16	17	18	19	20	21 閉所
22 閉所	23	24	25 雨天閉所	26	27	28 閉所
29	30	31				

対象期間全体での完全週休2日(土日)の実施状況整理イメージ

月単位	[1] 対象 日数	[2] 週休 2日実施 有無	[3] 休工対象 日数 (土日)	[4] 現場閉所 実施日数	[5] 天候不良 による 現場閉所 日数	[6] 週休2日費用 補正対象の 閉所日数 [4] + [5]	現場 閉所率
10/1 ~ 10/31	31	○	8	8	2	10	32.3
11/1 ~ 11/30	30	×	9	8	0	8	26.7
12/1 ~ 12/13	13	○*	3	3	1	4	30.8

※暦上の土曜日・日曜日・祝祭日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休を達成しているものとみなす。

通期(週単位)	[1] 対象 日数	[2] 完全週休 2日実施 有無	[3] 休工対象 日数 (土日)	[4] 現場閉所 実施日数	[5] 天候不良 による 現場閉所 日数	[6] 週休2日費用 補正対象の 閉所日数 [4] + [5]	現場 閉所率
工事開始日(準備期間を除く)							
10/1 ~ 10/5	5	○*	1	1	0	1	
10/6 ~ 10/12	7	○	2	2	0	2	
10/13 ~ 10/19	7	○	2	2	0	2	
10/20 ~ 10/26	7	○	2	2	2	4	
10/27 ~ 11/2	7	○	2	2	0	2	
11/3 ~ 11/9	7	×	2	1	0	1	
11/10 ~ 11/16	7	○	2	2	0	2	
11/17 ~ 11/23	7	○	2	2	0	2	
11/24 ~ 11/30	7	○	2	2	0	2	
12/1 ~ 12/7	7	○	2	2	1	3	
12/8 ~ 12/14	7	○	2	2	0	1	

最終精算変更時の現場説明日							
12/15 ~ 12/21	7	○	2	2	0	対象外	
12/22 ~ 12/28	7	○	2	2	1	対象外	
工事完了日(後片付け期間を除く)							
計	89日	○12 ×1	25日	24日		22日	29.7

最終精算変更時の現場説明日							
12/15 ~ 12/21	7	○	2	2	0	対象外	
12/22 ~ 12/28	7	○	2	2	1	対象外	
工事完了日(後片付け期間を除く)							
計	89日	○12 ×1	25日	24日		22日	29.7

※その週に土曜日しかないため、土曜日(1日)以上を閉所した場合は週休2日の達成とみなす
※暦上の土曜日・日曜日が無い週については対象の週としない

口費用補正(月単位)

①対象期間中の全月数	3ヵ月
②週休2日の達成月	2ヵ月
③週休2日の未達成月	1ヵ月

月単位の週休2日の達成状況を確認
(全ての月で未達成)

口費用補正(通期)

④対象日数 [1] - 15日	74日
⑤現場閉所実施日数 [6]	22日
⑥現場閉所率 ⑤/④	29.73%

週単位の週休2日の達成状況の確認

現場閉所率が28.5%以上のため、
当初の費用補正を
「**通期の週休2日**」
に変更(減額)

口工事成績評価(週単位)

①対象期間中の全週間数	13週
②完全週休2日の達成週	12週
③完全週休2日の未達成週	1週

週単位の完全週休2日(土日閉所)の
達成状況を確認
(全ての週で未達成)

加点評価「無し」

土日
祝日
雨天

準備

「工事成績評価」の対象期間
「週休2日の計上」の対象期間
費用の計上の取得に要する

片付け

「週休2日交替制」について

[主に維持工事・災害復旧等の閉所困難工事が対象]

「週休2日交替制」の試行方針について

「週休2日交替制」とは、現場閉所による休日確保が困難となる工事について、**技術者および技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む方式**〔**経常維持工事や災害復旧工事等で実施**〕

□主な対象工事

通年維持（経常維持）工事	道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日・祝日・年末年始休暇・夏期休暇）に作業が必要な工事。
現場閉所困難工事	社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事。

□対象期間

工事着手日から最終変更の現場説明日の期間（複数年契約の2年目以降は、各年度4月1日～最終変更の現場説明日）
 なお、現場を閉所することなく通年での施工対応が必要であるため、原則、非対象期間としての除外期間は設けない。
 （ただし、受注者の責によらず実施が困難な期間は除く）

□対象者

元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、補正対象期間内で連続4週間以上従事している者。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としていない。

週休2日交替制のイメージ

個人単位で週休2日（4週8休）以上の休日を取得するが、交替で勤務することにより工事を継続

技能者・技能労働者	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
技術者Aさん	仕事	仕事	仕事	仕事	休日	休日	仕事	仕事	仕事	仕事	仕事	休日	休日	仕事
技術者Bさん	休日	仕事	仕事	仕事	仕事	仕事	休日	休日	仕事	仕事	仕事	仕事	仕事	休日
技能労働者Cさん	仕事	仕事	仕事	休日	休日	仕事	仕事	仕事	仕事	仕事	休日	休日	仕事	仕事
技能労働者Dさん	仕事	休日	休日	仕事	仕事	仕事	仕事	仕事	休日	休日	仕事	仕事	仕事	仕事
技能労働者Eさん	仕事	仕事	休日	休日	仕事	仕事	←Eさんは1週間程度の従事のため評価の対象者から除外							

「週休2日交替制」の費用計上について

発注者指定型

□費用補正区分

「月単位の週休2日」とは、対象期間において、月毎に技術者及び技能労働者の平均休日率が4週8休以上と認められる状態
 「通期の週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者の平均休日率が4週8休以上と認められる状態
 (※R5までの考え方と同様)

「通期の週休2日」にて、4週8休未満の場合は補正を実施しない

□当初発注時の予定価格

当初発注時より、「月単位の週休2日」の達成を前提として予定価格の各経費を補正^{※1}

□精算変更契約時

全ての月で「月単位の週休2日」が達成された場合は、補正係数を変更しない
 全ての月で「月単位の週休2日」が未達成となる場合は、「通期の週休2日」の補正係数に変更（減額変更）
 「通期の週休2日」で4週8休以上（休日率28.5%以上）が未達成となる場合は、「補正なし」に変更（減額変更）

■補正係数^{※2}

補正項目	通期 4週8休未満	通期 4週8休以上	月単位 4週8休以上
労務費	補正なし	1.02	1.04
機械経費 [賃料]		対象外	対象外
共通 仮設費率		対象外	対象外
現場 管理費率		1.01	1.03

※1：令和6年4月以降公告工事より、当初予定価格から月単位の補正を乗じて算出)

※2：市場単価、土木工事標準単価の補正係数については別紙参照
 令和6年4月以降公告工事から交替制も対象

「週休2日交替制」の評価方法

休日率の確認・評価方法

- 受注者より毎月提出される「**技術者及び技能労働者の休日確保状況**」により、**実施状況を確認**する。
- **対象期間における対象者の月単位の平均休日率、通期の平均休日率に応じて、補正係数を求める。**なお、年度毎に設計書を作成し完済払いを行う複数年国債工事においては、**年度毎に平均休日率を算出し補正・評価**する。

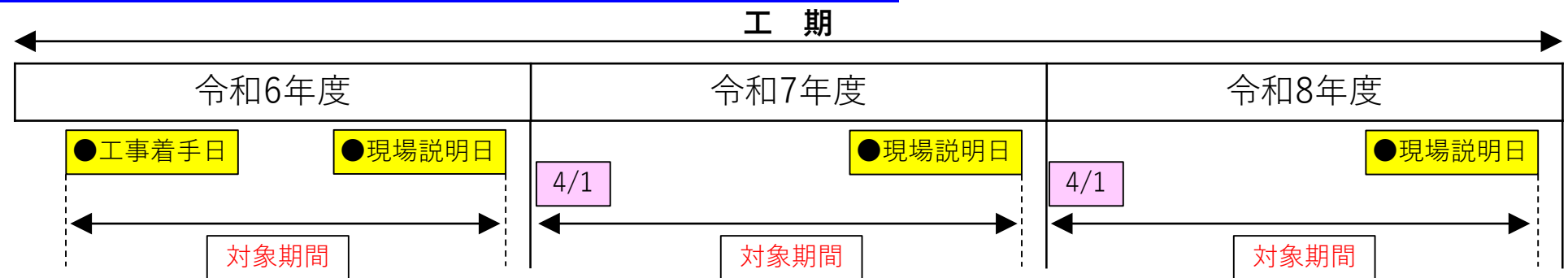
費用補正は平均休日率より判断

休日率 (%) = 対象者の休日数 (日) ÷ 対象者の対象期間 (日) <個々に算定>

月単位の平均休日率 (%) = 休日率 (%) の平均値 <月毎の平均休日率を算定>

通期の平均休日率 (%) = 月単位の平均休日率 (%) の平均値 <通期の平均休日率を算定>

年度毎に設計書を作成し完済払いを行う工事のイメージ



費用補正：月単位の週休2日（変更なし）

検査評点：すべての技術者及び技能労働者の月単位の休日率が週休2日(4週8休以上)を達成（加点あり）

費用補正：通期の週休2日（減額変更）

検査評点：すべての技術者及び技能労働者の月単位の休日率が週休2日(4週8休以上)を未達成（加点なし）

費用補正：月単位の週休2日（変更なし）

検査評点：すべての技術者及び技能労働者の月単位の休日率が週休2日(4週8休以上)を達成（加点あり）

「週休2日」に関するその他情報

週休2日制工事における市場単価方式の補正

- 市場単価方式による積算について、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた**補正係数を設定**
- R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定
- また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

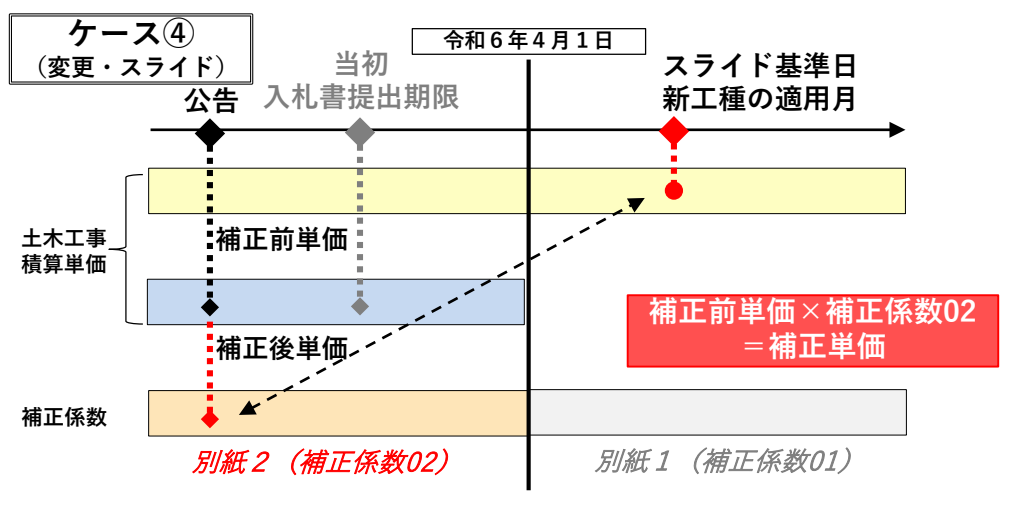
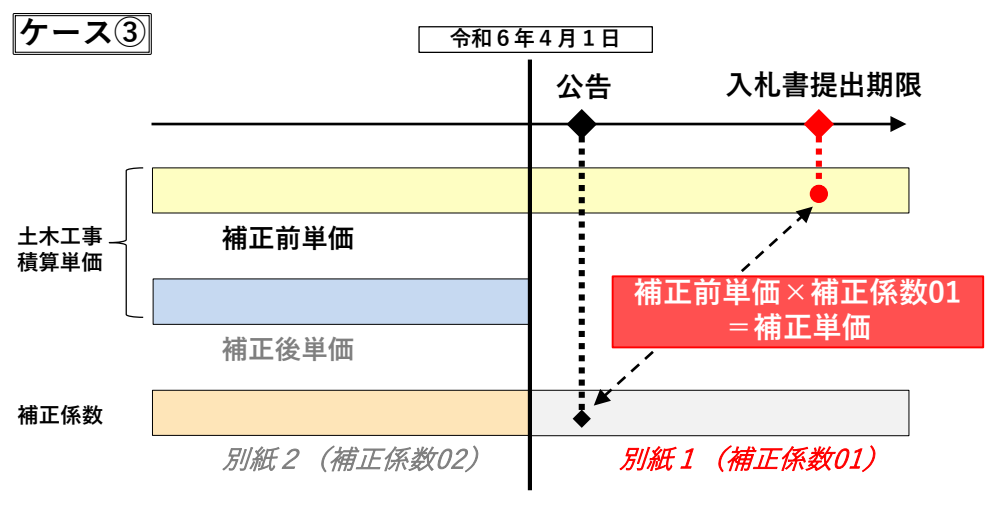
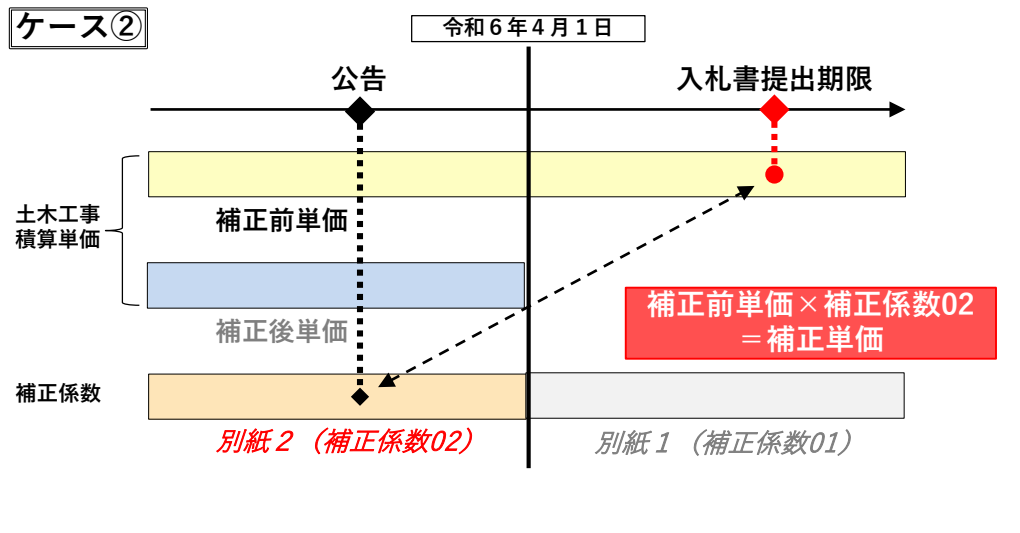
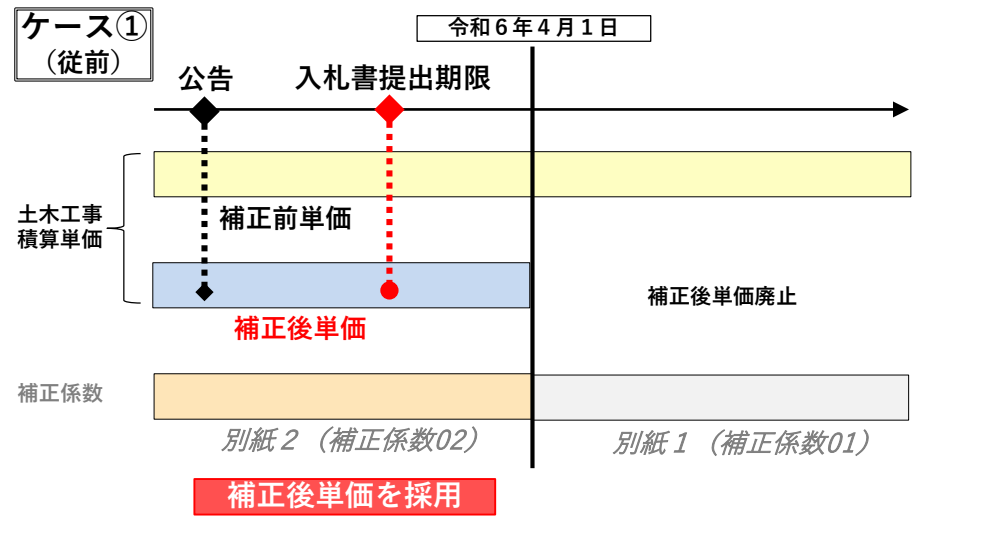
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に新たに公告する工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価(週休2日補正)の改定概要

- 土木工事標準単価はこれまで週休2日の補正後単価にて積算していたが、市場単価と同様に週休2日の補正は補正前単価に補正係数を乗じて補正する方式に変更。
- 使用する補正係数は公告日を基準とするため、公告日より適用する補正係数が異なるため注意が必要。



別紙1 (補正係数01) : 令和6年4月1日以降に入札書提出期限が設定されている工事のうち、**令和6年4月1日以降に新たに公告する工事に適用**する補正係数
 別紙2 (補正係数02) : 令和6年4月1日以降に入札書提出期限が設定されている工事のうち、**令和6年3月31日までに公告済みの工事に適用**する補正係数

【別紙①】週休2日制工事における土木工事標準単価の補正

- ① 土木工事標準単価による積算について、R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事より、週休2日の補正係数による積算方法へ見直し（R6.3.31までに入札書提出期限が設定されている工事は、従来通り、週休2日を考慮した単価を使用）
- ② ①の対象工事のうち、R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定【表1】
- ③ ①の対象工事のうち、R6.3.31までに入札公告等を行う工事は、R5年度の週休2日補正係数を適用【表2】

【表1】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に新たに公告する工事に適用）

名称	区分	補正係数				名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制				現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位			通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03	塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04	バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03		撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	ノンキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
剥落防止工 (アブミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03						
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04						
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03						

【別紙①】週休2日制工事における土木工事標準単価の補正

【表2】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年3月31日までに公告済みの工事に適用）

名称	区分	補正係数						名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制					現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上			4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05	防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03		高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04	塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05	バキュームプラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04		撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05	仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03	機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05	ハンコキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05	侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04	支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管） 設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04								
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05								
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04								